## 茨城県知事によるつくば市の感染拡大市町村指定に伴う 課外活動の自粛について(要請)

茨城県知事から、5月6日から5月19日までの期間、つくば市を含む県内5市町を「感染拡大市町村」に追加することが発表されました。対象の市町村においては、不要不急の外出自粛が要請されています。 このことに伴い、本学の課外活動においても、以下のとおり自粛を要請します。

自粛を要請する期間: 本日から5月19日まで

※茨城県により期間が延長された場合は、本要請も延長するものとします。

自粛を要請する活動 : つくば市外における団体活動

※市内での団体活動においても、市外からの学外者と接する活動(合同

練習、指導者の招へい、練習試合等)は自粛してください。

## ただし、以下の①または②に該当する活動は可とします。

- ① 学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加
- ② 「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請の許可を受けた活動

## 茨城県から感染拡大市町村への要請内容

- ■不要不急の外出自粛(他の地域との往来は最低限に、特に夜8時以降は徹底)
- ■営業時間短縮の要請

対象業種…全ての飲食店(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗) 要請内容…午後8時から午前5時までの間の営業自粛(酒類の提供は午後7時まで)

- ■会食を開催する場合、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで
- ■出勤者数の削減(テレワークの積極的活用・時差出勤の活用)
- ■催物(イベント等)開催制限(上限 5.000 人かつ収容率 50%以下とすること)

## 【参考】

- ○茨城県 令和3年5月3日(月曜日)新型コロナウイルス感染症に係る知事臨時記者会見資料
- ○筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン
- ○課外活動制限下における団体活動に関する申合せ
- ※学外での活動の際は、これまでどおり「学生団体学外行事届」の提出が必要です。

担当: 学生部学生生活課課外教育担当